

次のとおり、制限付き一般競争入札を行うので、静岡県公立大学法人契約事務取扱規程（平成19年4月1日規程第19号）第5条の規定に基づき公告する。

令和8年2月16日

静岡県公立大学法人理事長 今井 康之

記

1 入札執行者

静岡県公立大学法人理事長 今井 康之

2 担当部署

〒422-8526 静岡市駿河区谷田 52 番 1 号

静岡県立大学事務局総務部施設室

電話番号 054-264-5105

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

施第 2006 号

(2) 業務名

令和8年度静岡県立大学草薙キャンパス産業廃棄物処理業務

(3) 業務場所

静岡市駿河区谷田地内

(4) 業務概要

静岡県立大学草薙キャンパスから排出される廃プラスチック類、安定型混合廃棄物、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、不燃物（缶・びん）、金属くずの処理

(5) 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県における庁舎等管理業務競争入札参加資格の営業種目3. 廃棄物処理(4) 産業廃棄物処理(処分)に係る資格を有すること。

(3) 静岡県における庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿の本社又は本社から委任を受けた営業所等の所在地が静岡市内にある者であること。

(4) 静岡県又は静岡市における産業廃棄物処分業の許可を受けている者で、中間処理施設が静岡市、藤枝市、焼津市のいずれかにあること。

(5) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県の庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(7) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

公告日から令和8年2月26日(木)まで(ただし、2月25日(水)、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)の午前9時から午後4時まで

(2) 配布場所

上記2に同じ

(3) 配布方法

ア 静岡県立大学公式ホームページ内の「入札情報」ページに掲示する。

イ Word や Excel データを希望する場合は、上記2の場所にて直接配布する。

6 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出

本入札に参加を希望する者は、次により申請書等を提出すること。

(1) 提出期間

公告日から令和8年2月26日(木)まで(ただし、2月25日(水)、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)の午前9時から午後4時まで

(2) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 静岡県庁舎等管理業務に係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し

ウ 静岡市又は静岡県が発行した産業廃棄物処分業許可証の写し

エ 返信先を明記した長形3号封筒(簡易書留郵便料金を含む切手460円分貼付のこと)

(3) 提出場所

上記2に同じ

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和8年3月12日(木)午前10時

(2) 入札執行場所

静岡市駿河区谷田52番1号 静岡県立大学 一般教育棟2階2218 演習室

(3) 郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

(5) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

ア 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札

イ 入札参加資格確認申請書又は入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札

ウ 入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

エ その他、現行諸規程により、入札時点において入札参加資格のない者とされている者が行った入札

(6) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) この入札による契約は、当該調達に係る令和8年度予算の成立を条件とする。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 照会窓口は、上記2とする。

(4) 現場説明会は実施しない。

(5) 詳細は入札説明書による。

(6) 静岡県立大学のホームページに掲載されている「静岡県公立大学法人 競争契約入札心得」を遵守すること。<https://www.u-shizuoka-ken.ac.jp/guide/rec-bid/bid/>

入札説明書

令和8年度静岡県立大学草薙キャンパス産業廃棄物処理業務に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和8年2月16日
- 2 入札執行者 静岡県公立大学法人理事長 今井 康之
- 3 担当部署 〒422-8526 静岡市駿河区谷田52番1号
静岡県立大学事務局総務部施設室
電話番号 054-264-5105
- 4 業務委託内容等
 - (1) 入札番号 施第2006号
 - (2) 業務名 令和8年度静岡県立大学草薙キャンパス産業廃棄物処理業務
 - (3) 業務場所 静岡市駿河区谷田地内
 - (4) 業務期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
 - (5) 業務概要 静岡県立大学草薙キャンパスから排出される廃プラスチック類、安定型混合廃棄物、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、不燃物（缶・びん）、金属くずの処理
- 5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 静岡県における庁舎等管理業務競争入札参加資格の営業種目3. 廃棄物処理(4) 産業廃棄物処理(処分)に係る資格を有すること。
 - (3) 静岡県における庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿の本社又は本社から委任を受けた営業所等の所在地が静岡市内にある者であること。
 - (4) 静岡県又は静岡市における産業廃棄物処分業の許可を受けている者で、中間処理施設が静岡市、藤枝市、焼津市のいずれかにあること。
 - (5) 入札参加資格確認申請書等の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県の庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - (7) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 入札参加資格確認等

(1) 本入札に参加を希望する者は、次により入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を作成のうえ提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 提出期間 公告日から令和8年2月26日（木）まで（ただし、2月25日（水）、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 提出先 上記3に同じ

ウ その他 申請書及び資料は、各1部及び長形3号封筒（簡易書留郵便料金を含む切手460円貼付）を併せて申込先に持参することとし、郵送又は電送によるものは受付しない。

(2) 入札参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年3月3日（火）までに郵送で発送する。

(3) 申請書は、様式第1号により作成すること。

(4) 資料は次によるものとする。

ア 静岡県庁舎等管理業務に係る競争入札参加資格審査結果通知の写し

イ 静岡県又は静岡市が発行した産業廃棄物処分業許可証の写し

(5) その他

ア 申請書、資料の作成及び申込みに係る費用は、提出者の負担とする。

イ 入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後における申請書又は資料の差替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

オ 提出された申請書及び資料は、公表しない。

カ 申請書及び資料に用いる言語は日本語に限る。

7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明を求める場合には、令和8年3月6日（金）（ただし、土曜日及び日曜日は除く）までに書面（様式自由）を持参することにより提出しなければならない。

(3) 入札執行者は、説明を求められたときは、令和8年3月11日（水）までに郵送で発送し、説明を求めた者に対して、書面により回答する。

(4) (2) の書面の提出先は、上記3に同じとする。

8 設計書、仕様書及び入札書の交付

設計書、仕様書（以下「設計図書」という。）及び入札書の交付を次のとおり行う。

(1) 交付期間 公告日から令和8年2月26日（木）まで（ただし、2月25日（水）、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）の午前9時から午後4時まで

(2) 交付場所 上記3に同じ

(3) 交付方法

11 開札

開札は入札の終了後、直ちに当該場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない静岡県公立大学法人職員を立ち合わせて行う。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 公告等に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札参加資格確認申請書又は入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札
- (3) 入札説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
- (4) その他、現行諸規程により、入札時点において入札参加資格のない者とされている者が行った入札

13 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

14 再度入札

予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札を行う。

15 入札保証金及び契約保証金

免除

16 契約書作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

17 支払条件

月ごとの支払いとする。

18 その他

- (1) この入札による契約は、当該調達に係る令和8年度予算の成立を条件とする。
- (2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 入札参加者は、契約書案、仕様書及び入札心得を熟読のうえ、入札心得を遵守すること。

様式第1号

入札参加資格確認申請書

年 月 日

静岡県公立大学法人理事長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
印

下記の業務に係る競争入札に参加する資格について確認されたく、資料を添えて申請します。

なお、静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条の規定に該当しない者であること並びに添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告日 令和8年2月16日
- 2 件名 令和8年度静岡県立大学草薙キャンパス産業廃棄物処理業務
- 3 場所 静岡市駿河区谷田地内

入 札 書 (第 回)

- 1 入札番号 施第2006号
2 件名 令和8年度
静岡県立大学草薙キャンパス産業廃棄物処理業務
3 場所 静岡市駿河区谷田地内

上記の業務を、以下の内訳「①廃プラスチック類」と「②安定型混合廃棄物」、「③ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」、「④不燃物(缶・びん)」、「⑤金属くず」の年間処理見込金額を合算した下記の金額で請け負いたく申し込みます。

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額								

(税抜)

<年間処理見込金額算出内訳>

区 分	単価 (円)	年間処理 見込量 (kg)	年間処理 見込金額 (円)
① 廃プラスチック類		600	
② 安定型混合廃棄物		36,000	
③ ガラスくず・コンクリートくず 及び陶磁器くず		2,000	
④ 不燃物 (缶・びん)		5,000	
⑤ 金属くず		4,500	
計			

年 月 日

静岡県公立大学法人 理事長 様

住 所

商号又は名称

氏 名

代 理 人

氏 名

印

印

委 任 状

代理人の印

下記業務につき

を

代理人と定め、入札及び見積に関する一切の権限を委任いたします。

1 入 札 番 号

施第2006号

2 件 名

令和8年度静岡県立大学草薙キャンパス産業廃棄物処理業務

3 場 所

静岡市駿河区谷田地内

年 月 日

住 所

商号又は名称

氏 名

印

静岡県立大学草薙キャンパス産業廃棄物処理業務委託契約書（案）

静岡県立大学法人（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に次の委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 業務名 令和8年度静岡県立大学草薙キャンパス産業廃棄物処理業務
- (2) 業務場所 静岡市駿河区谷田地内
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務内容 廃プラスチック類、安定型混合廃棄物、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、不燃物（缶・びん）、金属くずの処分に関する業務

（事業範囲及び委託する産業廃棄物の種類）

第2条 乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙は、この事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出する。

（産業廃棄物処分）

許可者	: 静岡県知事又は静岡市長
許可の有効期限	: 令和 年 月 日
事業の区分	:
産業廃棄物の種類	:
許可の条件	:
許可番号	:
事業所の名称	:
所在地	:
処理方法	:
処理能力	:

（産業廃棄物の処分地、処分方法）

第3条 当該委託業務における産業廃棄物の運搬業者、処分地及び処分方法は、別紙最終処分及び再生利用（予定）先一覧表のとおりとする。

（義務と責任）

第4条 甲と乙の義務と責任は、以下のとおりとする。

(1) 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめ乙に提供するほか、委託業務の適正処理に必要な情報を乙に提供する。また、乙は収集した産業廃棄物の以下の情報について確認する義務を負う。

- ア 産業廃棄物の発生工程
- イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- エ 混合等により生ずる支障
- オ その他注意事項

(イ) 形状、主成分、混合成分

(イ) 特性

- ・有害物質、危険物、毒物・劇物、悪臭物、特定化学物質等の区分
- ・引火性、自己反応性、混合反応性、禁水性、発火性、爆発性、ガス発生・有害ガス発生
- ・可燃性、材料腐食性、有害性、腐食・刺激性、悪臭等

(2) 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は、乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

(3) 乙は、委託された産業廃棄物を収集・運搬する際、その処分に支障を生じさせる物質が混入していないか確認する。また、混入した物質は、甲に返却しなければならない。

- (4) 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確に洩れなく記載することとし、乙は、虚偽又は記載洩れがある場合は、委託物の引取を一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認のうえ、委託物を引き取ることにする。電子マニフェストによる場合は、伝票の回付及び提出に代え、処理終了報告を速やかに入力し、報告する。
- (5) 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が甲の責めに帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。
- (6) 乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちにマニフェストD票を甲に提出しなければならない。
- (7) 乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は、甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。
(積替保管及び再委託の禁止)

第5条 乙は、処分業務を第三者に委託してはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りではない。また、乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替及び保管を行わない。

(委託費及び支払方法)

第6条 甲は、乙に対し委託業務を処理するための費用（以下「委託費」という。）として、毎月の処理量に、廃プラスチック類にあつては1kg当たりの単価 円（うち消費税及び地方消費税額 金 円）、安定型混合廃棄物にあつては1kg当たりの単価 円（うち消費税及び地方消費税額 金 円）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずにあつては1kg当たりの単価 円（うち消費税及び地方消費税額 金 円）、不燃物（缶・びん）にあつては1kg当たりの単価 円（うち消費税及び地方消費税額 金 円）、金属くずにあつては1kg当たりの単価 円（うち消費税及び地方消費税額 金 円）を乗じて算出した額を支払うものとする。

2 前項の消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費に110分の10を乗じて得た金額とする。

3 甲は、乙から委託業務完了後に提出される適法な請求書を基に、業務完了月の翌月末までに乙に対して第1項の金額を支払うものとする。ただし、支払日が金融機関等の営業日でない場合は、その前日の営業日とする。

(秘密の保持)

第7条 乙は、委託業務実施中に知り得た甲の秘密を他に漏らしてはならない。

(損害賠償責任)

第8条 乙は、次に掲げる理由が生じたときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。ただし、甲が乙に委託した産業廃棄物が事前に通知した内容と異なる場合は、この限りではない。

- (1) 乙が委託業務の実施に関し、甲の責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 次条の定めによりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

(契約の解除)

第9条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が委託期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) 乙が法令等又は契約に違反したとき。
- (5) 乙が次のアからキに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。（以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (6) 契約の履行の全部が不能であるとき又は全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (7) 契約の履行の一部が不能であるとき又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約した目的を達することができないとき。
 - (8) この契約締結後の事情の変化により、委託業務を処理させる必要がなくなったとき。
- 3 甲又は乙は、正当な理由により2月の予告期間を持ってこの契約の解除をその相手方に申し出たときは、この契約を解除することができる。

(委託業務の処理)

第10条 前条の規定によりこの契約を解除した場合、未処理の産業廃棄物がある場合は、甲乙双方の責任においてその処理を行うものとする。

(合意管轄)

第11条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第12条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 静岡市駿河区谷田52番1号
静岡県公立大学法人
理事長 今井 康之

(乙)

静岡県立大学草薙キャンパス産業廃棄物処理業務仕様書

1 委託業務内容

廃プラスチック類、安定型混合廃棄物、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、不燃物(缶・びん)、金属くずを運搬業務の受託者から受け取り、適正な処理をすること。

2 委託業務実施上の留意事項

廃棄物の処理に当たっては、次の事項に留意すること。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)等関係法令を遵守すること。
- (2) 運搬業務の受託者と密接な連絡を保ち、業務に支障のないようにすること。

3 障害者への配慮

本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第10条第1項に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する静岡県立大学法人職員対応要領」(平成28年4月1日規定第173号)第3条に規定する合理的配慮について留意すること。

4 その他

この仕様書に示されていない細部の事項については、委託者の指示を受けて行うこと。

令和8年度

静岡県立大学草薙キャンパス産業廃棄物処理業務 設計書

場所 静岡市駿河区谷田地内

静岡県公立大学法人

概要

静岡県立大学草薙キャンパスから排出される廃プラスチック類、安定型混合廃棄物、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、不燃物（缶・びん）、金属くずの処分を委託する。

